

平成31年4月1日
宿泊分野特定技能協議会決定

宿泊分野特定技能協議会の運営について（案）

宿泊分野特定技能協議会規約（以下「規約」という。）第8条第1項に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を下記のとおり定めることとする。

記

1. 規約第4条第1項第四号に規定する宿泊事業者団体とは、以下の団体とする。
 - ・ 一般社団法人日本ホテル協会
 - ・ 一般社団法人全日本シティホテル連盟
 - ・ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
 - ・ 一般社団法人日本旅館協会

2. 規約第5条第3項に規定するその他の簡易な方法による開催とは、以下の開催とする。
 - ・ 有識者、宿泊事業者団体、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省及び国土交通省を構成員とする開催

以上